三郷市男女共同参画社会づくり条例

「男女共同参画社会」とは

男性も女性もお互いを「大切なひとり」として認め合い、
誰もが個性と能力を十分に発揮することができる社会の
ことをいいます。

この「男女共同参画社会」をつくるためのルールとして、
三郷市では「**三郷市男女共同参画社会づくり条例**」を定めています。

平成１９年１月１日施行

基本となる考え方
（第３条）

みんなの人権を尊重しよう

女性も男性も、みんなが自分らしく
生きていくことが大切です。
女だから男だからという性別で役割を
分けることはやめましょう。

みんなで協力しよう

みんながいきいきと暮らせるように、
料理や掃除・洗濯、地域の活動などは、
みんなで協力していきましょう。

個性を大切にしよう

やってみたい仕事や勉強、
スポーツなどは自分で選びましょう。
みんなの個性や夢を大切に。

こころと体、そして命を尊重しよう

みんなが、ずっと健康な生活ができるよう
に、こころと体、命を大切にしましょう。

みんなで決めよう。男女共同参画

自分の意見や思って言うことをきちんと言って、
大事な事はみんなで決めましょう。

世界に目をむけよう

みんなが幸せになるように、
世界の動きに注目していきましょう。

役割と義務
（第４条～第８条）

男・女という性別に関係なく、一人ひとりの持つ才能や個性を活かした生きかたができる社会をつくるために、市・市民・事業者・市民団体・教育に携わる人みんなで、責任をもって取り組んでいきましょう。

市

市は、みんながいきいきと暮らせるように、ささえます。

市民

一人ひとりが家族の一員として責任を持ち、お互いを大切にしましょう。

市民団体

市民団体は、男女にこだわらず一緒に協働して活動し、地域をささえていきましょう。

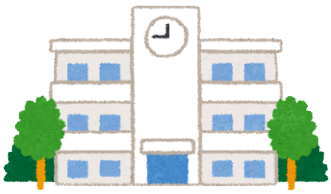

事業者

事業者は、誰もが働きやすい職場づくりをしましょう。

教育に携わる人

学校の先生やスポーツの指導者等は、子どもたち一人ひとりの個性や能力を大切にし、子どもたちの多様な能力をみんなで育てていきます。

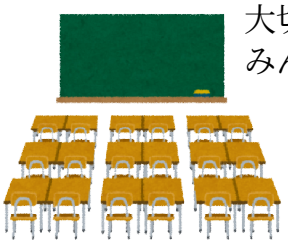

禁止･配慮
(第９条、第１０条)

暴力や差別は、絶対にしてはいけません。

◇性別を理由にした差別は、絶対にやめましょう。
◇暴力はどんな理由でも許されません。

沢山の人に伝える情報には、注意しよう。

ものごとを多くの人に伝える時には、性別によって役割を決めつけるような表現などをしないように注意しましょう。

キーワード

男女共同参画社会づくり

男女が、自分から家庭、職場、学校、地域などの活動に参加して、一緒に責任を担う社会をつくっていくことをいいます。

市民

市内に住んでいる人や、市内に通勤通学している人をいいます。

事業者

市内の会社や工場や商店を経営している人をいいます。

市民団体

市内の町会、自治会等の地域の自治組織や市民活動団体をいいます。

教育に携わる人

学校教育、社会教育その他の教育に携わる人をいいます。

※条例の全文は、市のホームページをご覧ください。または、下記へお問い合わせください。

問い合わせ　三郷市　企画総務部　人権･男女共同参画課

〒341-8501　三郷市花和田648-1
電話:048-953-1111(代表)　　FAX:048-953-1135
URL　http://www.city.misato.lg.jp